

山梨県スキー連盟指導員会規約

(前文)

山梨県スキー連盟規約、第7章第20条1項(4)の定めにより、この規約をもうける。

第1条 (名称)

本会は山梨県スキー連盟指導員会と称す。(以下指導員会という)

第2条 (目的)

本指導員会は、山梨県スキー連盟の目的に基づき、主として技術の正しい普及と、選手強化並びに指導者の養成をはかることをもって目的とする。

第3条 (事業)

本指導員会は前項の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) 講習会の開催、並びに指導員の派遣。
- (2) スキー競技選手の養成、強化に対する協力。
- (3) スキー指導員の養成に対する協力。
- (4) 山梨県スキー連盟が開催する、各種行事並びに、競技会の開催への協力。
- (5) その他本指導員会の目的達成に必要な事業。

第4条 (構成)

本指導員会は、全日本スキー連盟公認のスキー指導員、及び準指導員の資格を有する者で、本指導員会の目的を尊重し、進んでその事業に協力する者をもって構成し、下記の事項を義務付ける。

- (1) 県内の有資格者は、原則として本指導員会に加盟しなければならない。
- (2) 指導員の任務を完遂する為に、指導員研修会に出席する。
- (3) 規約に定めた、入会金及びに会費を納入する。

第5条 (役員)

本指導員会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 2名 |
| (3) 幹事 | 若干名 |
| (4) ブロック委員 | 若干名 |

第6条 (役員の適正)

- (1) 委員長、副委員長は、理事会で推挙し指導員会総会で選任する。(一部改正)
- (2) 幹事は、委員長が指導委員会の委員の中より選出し委嘱する。

第7条 (役員の業務)

- (1) 委員長は、本指導員会を代表し、会務を総括し、指導委員会の議長となる。
- (2) 副委員長は、委員長が事故にある時は、その職務を代行する。
- (3) 幹事は会務を処理する。

第8条 (役員任期)

- (1) 役員任期は2年とする。但し、再選は妨げない。
- (2) 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員任期の終了後で、後任者が選任されるまで、その業務を行う。

第 9 条 (会議)

- (1) 会議は委員長が必要に応じて招集する。
- (2) 議事は出席者の過半数の承認をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第 10 条 (除名)

加盟指導員が次の条項に該当する事項が生じた時は、指導委員会の議決により除名することができる。

- (1) 山梨県スキー連盟及び本指導委員会の名誉を著しく損じるか、またはその目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本指導委員会の統制を乱し、その事業に協力しなかったとき。
- (3) 所定の研修会に 2 年続けて欠席したとき。
- (4) 会費の納入を怠ったとき。

第 11 条 (入会金及び会費)

加盟指導員は、毎年 10 月末日まで下記に定められた、入会金並びに会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金 500 円
- (2) 会 費 500 円 (年額)

附則

- (1) 本指導委員会の報酬は、全日本スキー連盟、指導員に対するアマチュア規程第 9 項に準ずる。
- (2) 指導委員会の加盟は、毎年次総会開催時までこれをおこなう。
- (3) この規約は、昭和 52 年 11 月 26 日より施行されております。